

## 海外の提携先およびクライアントからのよくある質問 オーストラリア - 特許、意匠、著作権

### 特許

優先出願国によって、PCT出願や直接出願などの出願ルートに制限はありますか？

オーストラリアでは、優先出願国による出願ルートに制限はなく、国内段階のPCT出願、条約出願および非条約出願、ならびに仮特許出願のすべてが利用可能です。

オーストラリア国内段階のPCT出願の場合、オーストラリアでの国内段階への移行期限は最も早い優先日から31か月です。

オーストラリア条約出願の場合、期限は最も早い優先日から12か月です。

発明の最初の（すなわち優先）出願がオーストラリアで行われ、発明者もしくは出願人の1人以上がオーストラリア国外の市民もしくは居住者の場合、発明が少なくとも部分的にオーストラリア国外で行われた場合、または発明の主題が国防もしくは安全保障に関係する可能性がある場合には、状況に応じて適切な外国出願のライセンスが必要になる場合があることに留意する必要があります。

猶予期間はありますか？

1年間の猶予期間が設けられます。

ただし、猶予期間を利用するには、遅くとも1年間の猶予期間の満了前日までに完全な特許出願（PCT出願または標準オーストラリア特許出願のいずれか、ただし仮特許出願は不可）を提出する必要があります。

通常、出願から付与までどれくらいかかりますか？

出願から特許付与までの期間は、次のようないくつかの要因によって異なります。

- 審査請求の適時性
- 審査報告書の処理時間（つまり、

審査請求から最初の審査報告書の発行までの期間）は、現在約12か月です。

- 審査報告書に対する応答の適時性特許付与までの期間は、審査報告書を受け取るまでに12か月待機し、すべての期限を消尽した場合で、現在は約29か月です。この期間は大幅に短縮される可能性があります。詳細については、以下の「手続きを迅速化することは可能ですか？」を参照してください。

調査報告書はどのくらいで発行されますか？

「国際型調査」（オーストラリアの仮特許出願に関するもの）の請求は、通常6週間以内に完了します。

前述の「通常、出願から付与までどれくらいかかりますか？」に記載のとおり、審査を請求してから審査報告書を受け取るまでには現在12か月かかります。

手続きを迅速化することは可能ですか？例えば、環境保全技術は早期審査の対象となりますか？

特許審査手続きを迅速化する方法はいくつかあります。

IPオーストラリアでは、審査を迅速化するためのいくつかの一般的な選択肢を提供しています。

1. 特定の外国で特許出願が許可または受理された出願人向けの特許審査ハイウェイ（PPH）プログラム。以下を参照してください。
2. 環境保全技術の早期審査。気候に配慮した技術を特徴とするオーストラリアの特許出願は、迅速審査の対象となる可能性があります。
3. 中小企業の特許出願人の早期審査。
4. 商業化、侵害、ライセンス上の理由。

特許審査手続きを迅速化する他の方法は次のとおりです。

- IPオーストラリアが審査指示を発行するのを待つのではなく、特許出願の提出時に審査を請求する。
- 審査報告に迅速に応答する。特許出願人は、最初の審査報告書の発行から受理されるまでに12か月かかりますが、当事務所の経験では、その間に適切な応答を準備することができます（問題の複雑さによって異なります）。

**特許審査ハイウェイとは何ですか？ オーストラリアは参加していますか？**

オーストラリアは、他の多くの国とともに特許審査ハイウェイ（PPH）プログラムに参加しています。

PPHでは、国際特許出願の外国での国内段階移行または欧州特許出願に関連する特定のオーストラリア特許出願は、関連する出願が許可または受理された場合に、迅速に審査されることがあります。

PPHによる審査では、出願人は以下の恩恵を受けることができます。

(1)迅速な審査、(2)関連出願の許可または受理に対する一定の尊重

**手続きを遅らせることはできますか？**

一般的に、特許出願人は、期限が法律で定められているため、特許審査手続きを遅らせることはできません。

ただし、出願人は、審査を請求する際に受理の延期を請求することで、審査手続きの進度の調整を選択することができます。これにより、好意的に審査された出願が期限までに受理に進む前に、仕様の補正を検討する期間が与えられます。

**どのような手順で審査を請求しますか？** 特許出願の審査は、出願の提出から5年以内に、またはIPオーストラリアによる審査請求指示の発行後2か月以内に請求する必要があります。

審査請求手続きは簡単で、出願人からの書類や情報は必要ありません。通常、1営業日以内に完了します。

**許可に至るまでの期限はありますか？** オーストラリアの特許出願は、受理され、付与される前に実体審査を受ける必要があることにご注意ください。

そうは言いますが、すべての特許出願が受理されるためには、2つの重要な期限があります。

## 1. 審査請求期限

詳細については、「どのような手順で審査を請求しますか？」を参照してください。

## 2. 受理期限

受理期限は、最初の審査報告書の発行日から12か月です。この期限は応答日ではなく、出願を受理に進めるため、出願に対して提起されたすべての異議（後続の審査報告書（発行される場合）で提起される異議も含む）を解消しなければならない日付であることにご注意ください。

**オーストラリアへの国内段階移行を実行するにはどのような書類が必要ですか？**

英語による国際特許出願のオーストラリア国内段階は、いかなる書類も提出することなく開始できます。国内段階への移行では、請求を確定する前に、主に重要な書誌情報を確認することになります。

ただし、次のような追加書類が必要になる場合があります。

- 英語以外の言語で提出された場合は国際特許出願書類の翻訳
- 出願時に自主的な補正を請求する場合は、補正された特許明細書

発明者の宣誓書、委任状、先行技術開示書などのその他の文書は、オーストラリアの国内段階への移行では添付する必要はありません。

**分割出願は選択肢としてありますか？**

はい、オーストラリアでは分割出願が認められています。

**分割申請の期限はいつですか？**

親出願の受理の公表日から3か月以内まで、または親出願がその時点で受理可能な状態になっていない場合は受理期限まで、1つ以上の分割出願を提出できます。

なお、特許出願の受理手数料を支払ったとしても、分割特許出願（上記3か月以内）の提出は妨げられることはありません。

**分割出願に関する制限（すなわち、クレームの範囲）はありますか？**

分割出願には、より広範なクレームセット、または受理された出願で請求したものと異なる発明を対象としたクレームセットを含めることができます。

分割出願には、当該技術分野の専門家が発明を実施できるほど十分に明確かつ完全な方法で「親」出願で開示された発明を定義するクレームが少なくとも1つ含まれていなければなりません。

通常、分割出願は、受理された出願に複数の発明が記載されている場合、または出願人が受理された出願に異議を唱えられる可能性があると考えられる場合に提出されます。

#### 再審査は可能ですか？

審査証明されたイノベーション特許を含め、オーストラリアの特許の再審査は、請求することができます。

#### 第三者が第三者意見を提出することはできますか？

はい、出願受理通知の公表後3か月以内であれば第三者意見を提出することができます。

#### 異議申立て手続きはありますか？

はい、特許の付与に異議を申し立てる手続きが用意されています。

オーストラリアの特許異議申立て手続きは、「特許付与前」の異議申立て手続きです。

受理された出願に対する異議申立て手続きは、出願受理の公表後3か月の公告期間中であればいつでも開始できます。

## 意匠

#### オーストラリアはハーグ協定の締約国ですか？

いいえ、オーストラリアはハーグ協定の締約国ではありません。

#### 意匠登録の存続期間はどのくらいですか？

意匠は、出願日から5年間の初回存続期間で登録され、申請によりさらに5年間の延長が可能となり、最長10年間の存続期間が認められます。

#### 意匠出願提出の際に、出願人または意匠設計者が署名する必要がある書類はありますか？

ありません。

#### 意匠出願書類には優先権書類またはDASコードを添付する必要はありますか？

出願書類の一部として提出する必要があるのは、優先出願の詳細のみです。書類もDASコードも必要ありません。

IPオーストラリアは、必要と判断した場合にこれらを要求する権利を留保します。

上記のコメントはあくまで参考として提供されるものであり、お客様固有の状況については当事務所にご相談されることをお勧めします。

## Wraysについて

当事務所は、1920年以来、新興企業から多国籍企業までさまざまな企業と提携しており、ニュージーランドとニュージーランドで最大規模の独立系IP専門事務所の1つです。

知的財産権の専門弁護士、弁護士、アドバイザーが一堂に集まり、地域的にも世界的にもお客様の貴重な資産を保護し、成長させ、防御します。

#### 新規性喪失の例外はありますか？

2022年3月10日以降、所有者または意匠設計者による公開または使用には12か月の「猶予期間」があります。申告は、意匠が審査される前、または猶予期間内の事前開示について問題がある場合は審査中に提出することができます。

意匠出願は審査を受ける必要がありますか？意匠は審査を受ける必要はありませんが、審査証明書が発行されるまでは実施できません。審査証明書は、意匠出願が登録に進んだ後であればいつでも請求できる  
実体審査が完了した場合にのみ発行されます。

#### 関連する複数の意匠を単一の意匠出願の一部として提出できますか？

複数の意匠を最初に1つの出願に含めることができますが、意匠ごとに個別の登録番号が発行されます。したがって、当事務所では一般的に、意匠ごとに個別の出願書類を提出することをお勧めします。

#### 意匠について他に知っておくべきことはありますか？

- 意匠の公開は、優先日から6か月まで延期できます。
- 出願後に形式審査を受け、審査に合格すると意匠が登録されます。

## 著作権

#### 著作権の保護は登録手続きを通じて実施されますか？

オーストラリアには正式な著作権登録制度はありませんが、アイデアや情報が適切に公式化されると、著作権保護は無料で自動的に実施されます。

オーストラリアはベルヌ条約と万国著作権条約（UCC）の両方の締約国です。

ソフトウェア（コード）の著作権に関しては、一定のみなし規定（つまり、著作物がオリジナルであり、1968年著作権法の下で「有資格者」によって創作されたもの）が満たされていれば、登録を申請する必要なく、同法に基づいて著作権が自動的に発生します。